

低所得の子育て世帯に対する
子育て世帯生活支援特別給付金（その他世帯分）の支給について

1．主旨

区は、新型コロナウイルス感染症による影響が長期化する中で、低所得の子育て世帯に対し、その実情を踏まえた生活の支援を行う観点から、この間、子育て世帯生活支援特別給付金（ひとり親世帯分）の支給を行っているところである（令和3年4月23日福祉保健常任委員会報告）。今般、国から詳細が示されたことから、子育て世帯生活支援特別給付金（その他世帯分）を支給する。

2．支給対象者

- (1) 令和3年4月分の児童手当又は特別児童扶養手当の支給を受けている方であって、令和3年度分の住民税均等割が非課税である方。【A】
- (2) (1)のほか、平成15年4月2日以降（障害児については平成13年4月2日以降）令和4年2月28日までに出生した子の養育者であって、以下のいずれかに該当する方。【B】

令和3年度分の住民税均等割が非課税である方

新型コロナウイルス感染症の影響を受けて家計が急変し、令和3年度分の住民税均等割が非課税である方と同様の事情にあると認められる方

3．支給対象児童数 9,259人（見込）

4．支給額等及び事務経費

- (1) 支給額 462,950千円（見込） *全額国庫補助（10/10）
児童1人につき 5万円
- (2) 事務経費 128,945千円（見込） *全額国庫補助（10/10）

5．支給方法

上記【A】の支給対象者は、新たな申請書の提出は必要なく、受給者の児童手当又は特別児童扶養手当振込口座に振り込む。上記【B】の支給対象者は、申請書等の提出が必要となる。

6．予算額 591,895千円（見込）

当面、既存予算で対応し、必要額を令和3年第2回定例会（第1次補正予算）に提案する。

7．今後のスケジュール（予定）

令和3年6月中旬 【A】の支給対象者へ案内通知等の送付、
受領拒否申し出者への届書送付

7月初旬 【A】の支給対象者へ支給

7月下旬 【B】の支給対象者へ案内通知等の送付、
随時申請受付、審査、支給

4年2月末 申請期限

低所得の子育て世帯に対する
子育て世帯生活支援特別給付金（ひとり親世帯分）の支給について

1. 主旨

新型コロナウイルス感染症による影響が長期化する中で、低所得のひとり親・ふたり親子育て世帯に対し、その実情を踏まえた生活の支援を行う観点から、食費等による支出の増加の影響を勘案し、子育て世帯生活支援特別給付金（ひとり親世帯分）を支給する。

2. 支給対象者

- (1) 令和3年4月分の児童扶養手当の支給を受けている方【A】
- (2) 公的年金給付等を受けていることにより児童扶養手当の支給を受けていない方【B】
児童扶養手当に係る支給制限限度額を下回る方に限る。
- (3) 新型コロナウイルス感染症の影響を受けて家計が急変し、急変後1年間の収入見込みが児童扶養手当の対象となる水準に下がった方【C】

3. 区における支給対象世帯数 3,403世帯（見込）

（内訳）上記【A】の方 2,896世帯（見込）

上記【B】の方 111世帯（見込）

上記【C】の方 396世帯（見込）

4. 支給額等及び事務経費

- (1) 支給額 259,150千円（見込） *全額国庫補助（10/10）
児童1人につき 5万円

- (2) 事務経費 5,310千円（見込） *全額国庫補助（10/10）

5. 支給方法

上記【A】の支給対象者は、新たな申請書の提出は必要なく、受給者の児童扶養手当振込口座に振り込む。他は、申請書等の提出が必要となる。

6. 予算額 264,460千円（見込）

当面、既存予算で対応し、必要額を令和3年度第2回定例会（第1次補正予算）に提案する。

7. 今後のスケジュール（予定）

令和3年4月以降 案内通知等の送付、受領拒否申し出者への届書送付、周知
問合せ等対応、申請受付、順次給付金の振込、振込通知の送付

8. その他

その他低所得の子育て世帯への支給（住民税非課税の子育て世帯）については、現在、国が具体的な制度設計を行っており、国からの通知が発出され次第、区として速やかに事務を進める。